

新型コロナワクチン接種 追加接種（3回目の接種）を前倒しで行います

新型コロナワクチン追加接種（3回目）は、2回目の接種完了から原則8か月以上経過後に行うこととされていますが、新たな変異株の発生などの状況を踏まえ、下の表に記載されている方は前倒しで接種することが可能になりました。市では、1～2月に医療従事者および高齢者施設等の入所者への接種を優先的にを行い、そのほかの高齢の方についても、3月以降、可能な限り前倒しで接種できるよう準備を進めています。

■接種前倒しの対象と接種間隔

対象	接種間隔
①医療従事者	2回目 接種完了の 6か月後 から接種可能
②高齢者施設等の入居者および従事者	
③病院および有床診療所の入院患者	※④については事業所で接種体制を確保できる場合に限り
④通所サービス事業所の利用者および従事者	
⑤上記に該当しない令和3年度中に65歳以上になる方	2回目 接種完了の 7か月後 から接種可能

■⑤に該当する方への接種券一体型予診票の発送

1月発送分	2回目接種完了の7か月後
2月以降発送分	2回目接種完了の6か月後

接種券一体型予診票の先行発行について

追加接種の際に必要な「接種券一体型予診票」は、通常、2回目接種完了の7か月後に発送しますが、左表の①～④に該当し、「接種券一体型予診票」の先行発行を希望する方は、羽村市コロナワクチンコールセンターに電話で申し込んでください。

住民税非課税世帯等を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

対象 次の(1)または(2)に該当する世帯

(1)令和3年度の住民税非課税世帯（令和3年12月10日現在、羽村市の住民基本台帳に記録されていて、世帯全員が住民税非課税である世帯）

(2)家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月～令和4年9月の任意の1か月の収入が住民税非課税世帯相当の水準まで減少した世帯）

※(1)(2)ともに、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

支給額 1世帯あたり10万円

手続方法

対象(1)の世帯 確認書などを送付（1月下旬予定）しますので、内容を確認して返送してください。

対象(2)の世帯 申請書に必要事項を記入し、申請書受付窓口（市役所2階201会議室）に提出してください。申請書は、1月17日(月)から、申請書受付窓口で配布するほか、市公式サイトからダウンロードすることが出来ます。

令和3年度の住民税申告が未申告の方は、課税課市民係☎165で申告してください。



詐欺に注意!

市や内閣府などが、ATMの操作や手数料などの振込みを求めていることは絶対にありません。不審な電話などがあつたら、市役所や福祉警察署☎55110110（または警察相談専用電話（#9110））に連絡を!

申請期限 確認書が届いた方：確認書の発行日から3か月以内

・その他申請が必要な方：9月30日(金)

※詳しくは、市公式サイトまたは、市役所などに設置するチラシをご覧ください。

支給日

対象(1)の世帯 2月下旬以降順次

対象(2)の世帯 申請月の翌月中旬

問合せ

羽村市 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（申請書受付窓口）☎0570-092921

開設日 1月17日(月)

受付時間 月～金曜日の午前9時～午後5時（正午～午後1時、祝日を除く）

内閣府 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

別給付金コールセンター フリーダイヤル0120-526-145

受付時間 午前9時～午後8時（土・日曜日、祝日を含む）

※電話が繋がらない場合は、時間をおいて掛け直してください。

住民税非課税世帯等へ臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

新型コロナウイルスのワクチン接種 その18

問合せ 羽村市コロナワクチンコールセンター ☎ 0570-030207

電話受付…午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）

※電話リレーサービスの利用を希望する方はコールセンターの利用ができませんので、健康課まで電話してください。羽村市健康課 ☎ 555-1111 (☎ 627～630)

令和4年度中に65歳以上になる方へ コロナワクチン接種会場へのタクシー料金を助成します

市内の自宅または羽村駅・小作駅から接種会場（スポーツセンター）までのタクシー利用料金の一部を助成します。「接種日時のお知らせ」と一緒に「タクシー助成券」を送りますので、利用してください。届かない場合は、羽村市コロナワクチンコールセンターへ問い合わせてください。

対象

- ・令和4年度中に65歳以上になる方（昭和33（1958）年4月1日以前に生まれた方）
- ・接種日に羽村市に住民票がある方

助成金額 1回の乗車につき500円を超えた額（500円は自己負担となります）

利用方法

- ①市が指定するタクシー事業者に、羽村市内の自宅まで配車を依頼する。または羽村駅・小作駅から乗車する。
 - ②タクシーに乗車する際に、乗務員に氏名と生年月日を記入した「タクシー助成券」を渡し、タクシー利用助成を受けることを伝える。
- ※助成券を持っていない場合は、タクシーの乗務員に「氏名、接種券番号、生年月日」を伝えてください。
- ※スポーツセンターからの帰宅時にも、同様に利用できます（往復で利用する場合は自己負担が1,000円かかります）。

助成が利用できるタクシー事業者

- ・寿企業株式会社 ☎ 0120-50-2047
- ・大洋自動車交通株式会社 ☎ 042-551-0215
- ・武陽交通有限会社 ☎ 042-554-2030
- ・株式会社リーガルマインド ☎ 042-550-2712
- ・京王自動車多摩西株式会社 ☎ 042-553-2248
- ・横川観光株式会社 ☎ 0120-489-083

ご注意ください! 助成の対象とならない場合

- 市内の自宅、スポーツセンター、羽村駅・小作駅以外の場所に立ち寄る場合
 - 市が指定するタクシー事業者以外のタクシーなどを利用した場合
 - 新型コロナワクチン接種以外の目的で利用する場合
- ※障害者割引との併用はできません。



▲このような助成券を、接種日時のお知らせと一緒に送ります。



(例) 1回の乗車で950円かかった場合、450円が助成されます